

新潟県公立高等学校への入学を志願する皆さん及び保護者の皆様へ

新潟県公立高等学校入学者選抜における「自己申告書」に関するQ & A

新潟県教育委員会
新潟市教育委員会

「自己申告書」について、よくある質問と、それに対する回答をまとめましたので、参考にしてください。

1 導入の趣旨について

No.	Q	A
(1)	「自己申告書」とはどのようなものですか。	中学校において不登校経験等のある志願者のうちで、 <u>希望する人が、欠席が多い理由や志望の動機、高校生活への抱負などを、直接、高等学校に伝えるためのものです。</u>
(2)	「自己申告書」を導入した理由はどのようなものですか。	中学校において不登校経験等のある志願者が、受検前に、高等学校に自分の状況や思いを伝えることで、不安なく、できる限り安心して受検してもらうため、また、意欲的に高校生活に臨んでもらうためです。

2 作成、提出の手続等について

No.	Q	A
(1)	「自己申告書」を提出することができる人は、提出するべきなのですか。	<ul style="list-style-type: none">「自己申告書」は、提出することができる人のうち、高等学校に対して自分の状況や思いを説明したい人が提出するものであり、提出は任意です。「自己申告書」の提出の有無や記載内容が、合否判定に影響を与えることはありません。
(2)	「自己申告書」の記載内容を、中学校の先生に確認してもらうことはできますか。	<ul style="list-style-type: none">志願者が「自己申告書」を記入し、厳封してから中学校長に提出した後は、中学校の先生が開封して内容を確認することはできません。しかし、「自己申告書」を作成している段階で、記載する内容について中学校の先生に助言を求めるることは差し支えありません。
(3)	高等学校から、提出した「自己申告書」が受領されたことについて連絡はありますか。	連絡はありません。

(4)	<p>調査書から出欠の記録がなくなりましたが、「自己申告書」を提出できる条件である欠席日数等を、どのように確認しますか。</p>	<p>志願者が提出の希望を申し出た際に、中学校長が欠席日数等提出できる条件に該当するかどうか確認した上で、志願者が作成した「自己申告書」を志願先高等学校長に提出することとしています。</p>
(5)	<p>志願変更した場合や、不合格であった場合に、提出した「自己申告書」は返還されますか。</p>	<p>返還されません。</p>
(6)	<p>「自己申告書」を高等学校に一度提出している人が、次のように、異なる高等学校に志願し、「自己申告書」の提出を希望する場合に、その都度、「自己申告書」を提出する必要がありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般選抜において、特色化選抜で志願した高等学校とは異なる高等学校に志願する場合。 ・ 一般選抜において、異なる高等学校に志願変更する場合。 ・ 欠員補充のための2次募集において、一般選抜で志願した高等学校とは異なる高等学校に志願する場合。 	<p>そのような場合は、新たに「自己申告書」を提出する必要があります。ただし、その際に提出する「自己申告書」は、すでに提出した原本の写し（コピー）でかまいません。そのために、初めて「自己申告書」を提出する際は、<u>原本を厳封する前に、コピーをとっておくようにしてください。</u></p>
(7)	<p>「自己申告書」を高等学校に一度提出している人が、次のように、再度、同じ高等学校に志願し、「自己申告書」の提出を希望する場合に、その都度、「自己申告書」を提出する必要がありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般選抜において、特色化選抜で志願した高等学校と同じ高等学校に志願する場合。 ・ 一般選抜において、同じ高等学校の異なる学科に志願変更する場合。 ・ 欠員補充のための2次募集において、一般選抜で志願した高等学校と同じ高等学校に志願する場合。 	<p>いずれの場合も、改めて「自己申告書」を提出する必要はありません。</p>
(8)	<p>次のような場合に、「自己申告書」を提出することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特色化選抜において「自己申告書」を提出しなかったが、一般選抜において「自己申告書」の提出を希望する場合。 ・ 一般選抜において「自己申告書」を提出しなかったが、欠員補充のための2次募集において「自己申告書」の提出を希望する場合。 	<p>いずれの場合も、「自己申告書」を提出することができます。なお、志願先が、前の選抜で志願した高等学校と同じであっても、異なっていても、「自己申告書」を提出することができます。</p>

3 取扱い等について

No.	Q	A
(1)	高等学校は、入学者選抜において、提出された「自己申告書」をどのように取り扱うのですか。	<ul style="list-style-type: none"> 志願者から「自己申告書」の提出があった場合には、高等学校長は、<u>提出した人の状況を理解するため記載内容を参考</u>します。 「自己申告書」の記載内容が、<u>合否判定に影響を与えることはありません</u>。
(2)	高等学校が、「自己申告書」の記載内容を、提出した人の状況を理解すること以外の目的で用いることはありますか。	<ul style="list-style-type: none"> 入学者が決定した後に、提出した人が意欲的に高校生活に臨むために、必要に応じて、記載内容を参考とすることが考えられます。 また、入学者が決定した後、充実した高校生活を送ってもらうために、高等学校が中学校に対して、情報提供を求める場合もあります。
(3)	「自己申告書」について、「記載内容によって志願者に不利が生じることはない」とありますが、提出の有無によって不利が生じることはあるのですか。また、逆に、提出の有無や、記載内容によって有利になることはあるのですか。	<u>「自己申告書」の提出の有無や記載内容が、合否判定に影響を与えることはありません</u> 。